

行政手続の悉皆調査の現状について

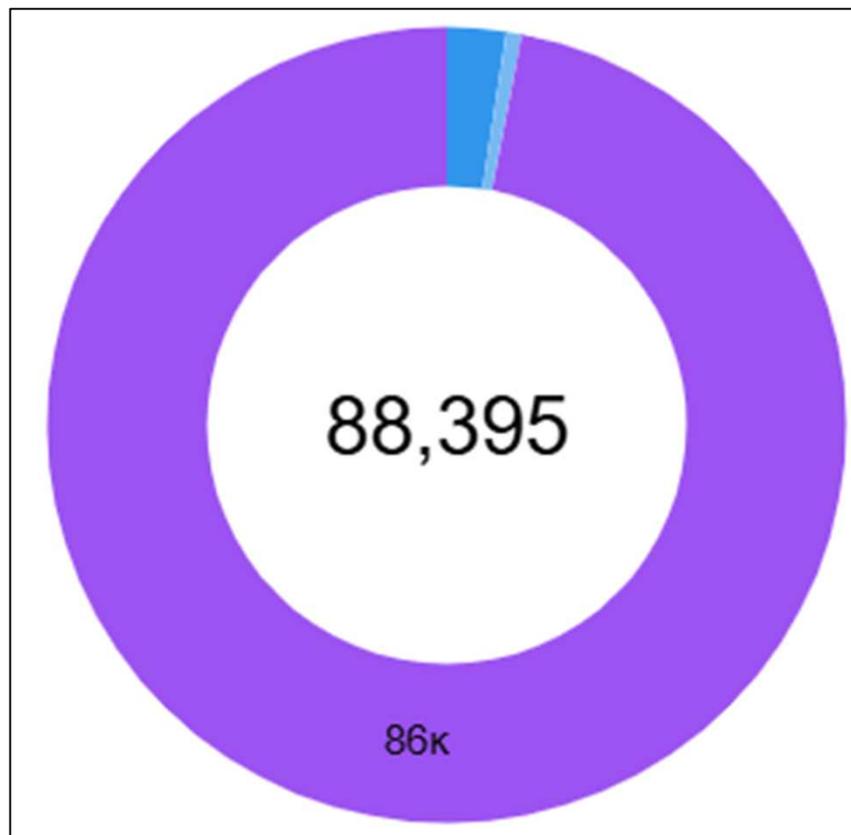
2025/2/14 デジタル庁

行政手続の悉皆調査概要（再掲）

調査の目的	<ul style="list-style-type: none">情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）第18条に基づく、国の行政機関等の行政手続における法定調査汎用的な電子申請システムであるe-Govや各種個別システムの利用状況の把握今後のオンライン化にかかる課題の把握																				
対象者	主要行政機関および関連部署。行政手続の担当者や意思決定者																				
調査の流れ	<ol style="list-style-type: none">①R3行政手続棚卸結果及び以後の横断調査を元に、全行政手続を対象に基礎的な情報の更新（＝「フェーズ1」調査）②全行政手続を対象に、オンライン化状況の更新（＝「フェーズ2」調査）																				
対象手続	<ol style="list-style-type: none">①各府省が所管する法令において規定されている<u>全ての行政手続</u>②フェーズ1調査で判明した<u>全ての行政手続</u>																				
主な質問内容	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">フェーズ1調査</th><th colspan="2">フェーズ2調査</th></tr></thead><tbody><tr><td>1.手続名</td><td>5.手続主体</td><td>1.オンライン化状況</td><td>4.手続の属性情報</td></tr><tr><td>2.所管府省</td><td>6.受け手</td><td>2.手続件数</td><td>5.その他</td></tr><tr><td>3.根拠法令</td><td>7.その他</td><td>3.申請の際に求める情報・書類</td><td></td></tr><tr><td>4.手続類型</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	フェーズ1調査		フェーズ2調査		1.手続名	5.手続主体	1.オンライン化状況	4.手続の属性情報	2.所管府省	6.受け手	2.手続件数	5.その他	3.根拠法令	7.その他	3.申請の際に求める情報・書類		4.手続類型			
フェーズ1調査		フェーズ2調査																			
1.手続名	5.手続主体	1.オンライン化状況	4.手続の属性情報																		
2.所管府省	6.受け手	2.手続件数	5.その他																		
3.根拠法令	7.その他	3.申請の際に求める情報・書類																			
4.手続類型																					
調査方法	オンライン調査ツール（DXS）を利用																				

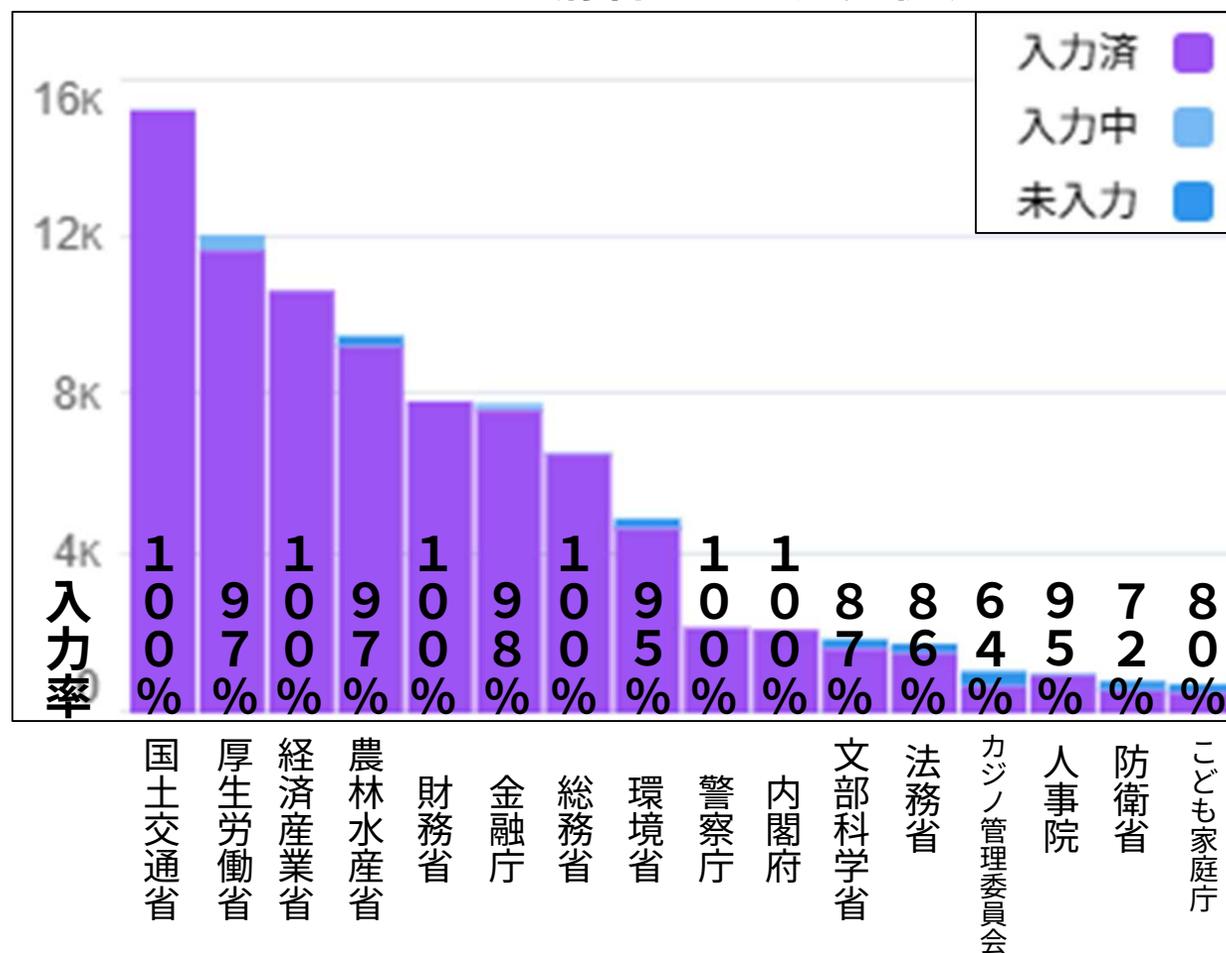
フェーズ1調査の入力状況（締切：2024年11月29日(金)）

- ◆ 現時点で97%入力済。一部の府省では、これまで悉皆調査を経験しておらず、判断に時間がかかっている状況。
- ◆ フェーズ2の実施中に、追加で手続を登録しており、引き続き各府省にはご協力をお願いいたします。



全体の入力状況

府省ごとの入力状況

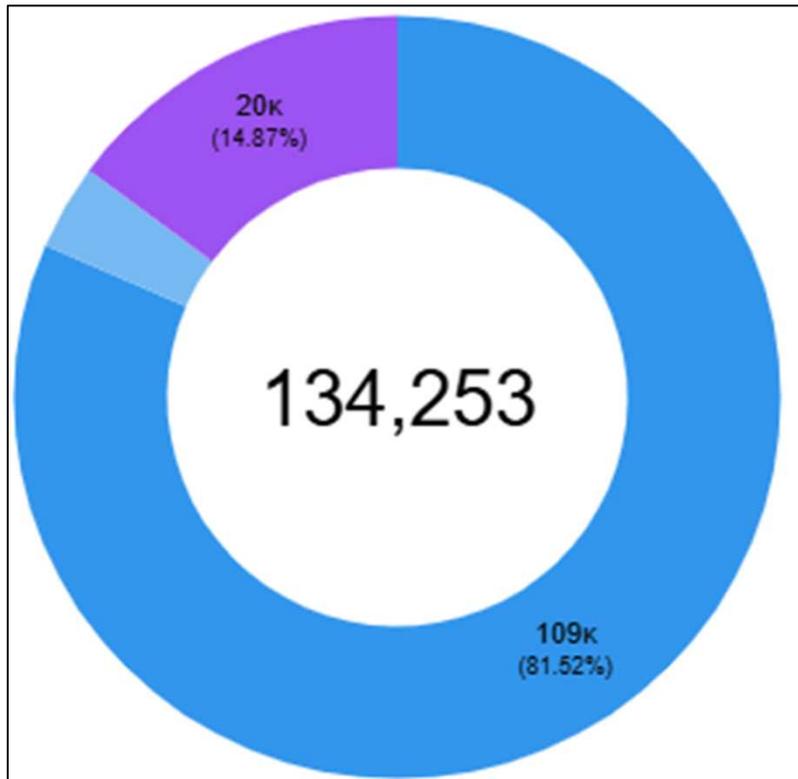


フェーズ2調査の入力状況（締切：2025年3月14日(金)）

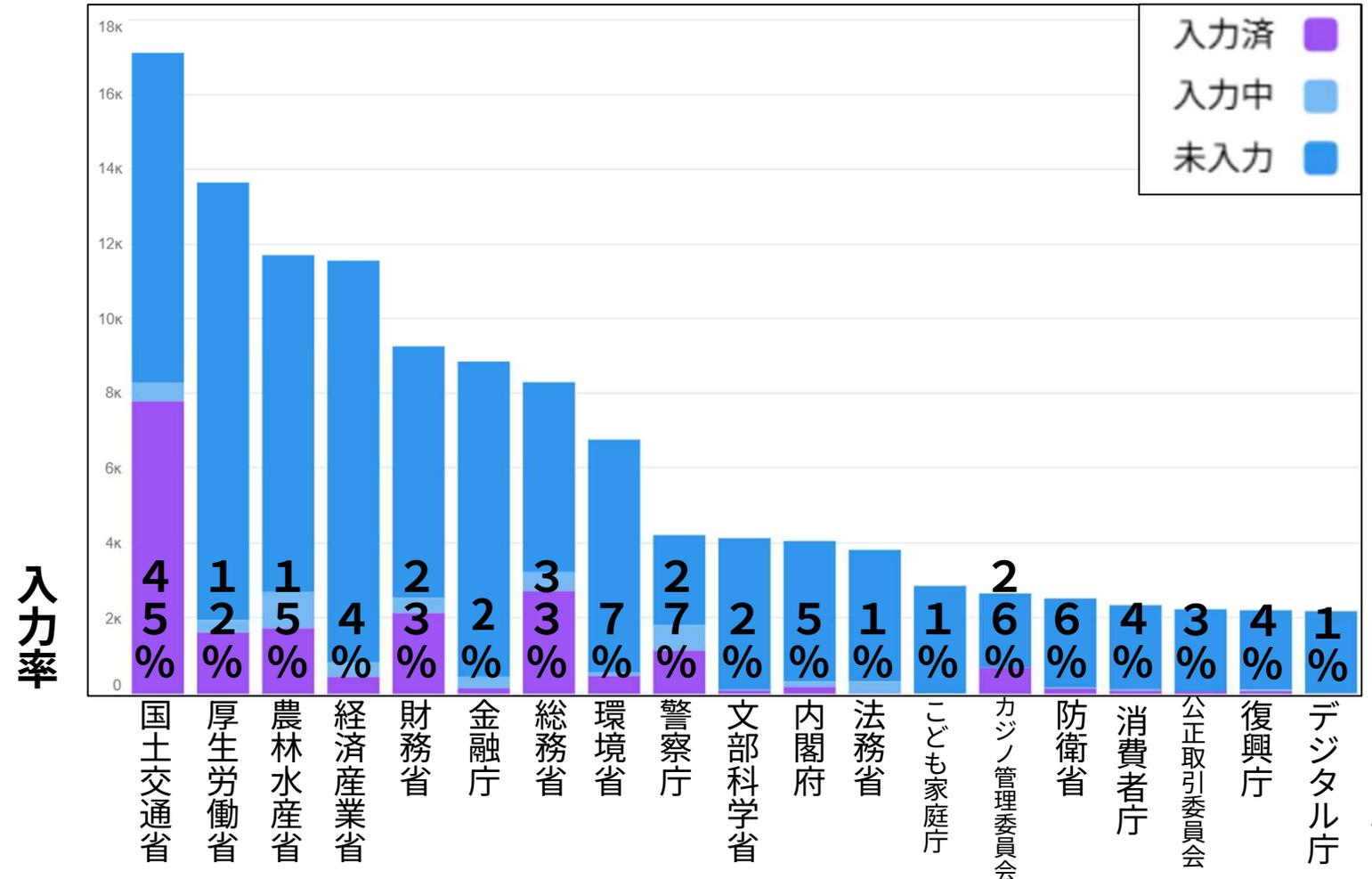
2月14日(金)
時点

◆ 調査項目が非常に多くある中で、各府省のご協力に感謝。引き続き各府省にはご協力をお願いいたします。
※ 府省共通手続については、部局特定に多くの時間がかかることが見込まれるため、締切は手続の種類に応じ変動する可能性あり。

全体の入力状況

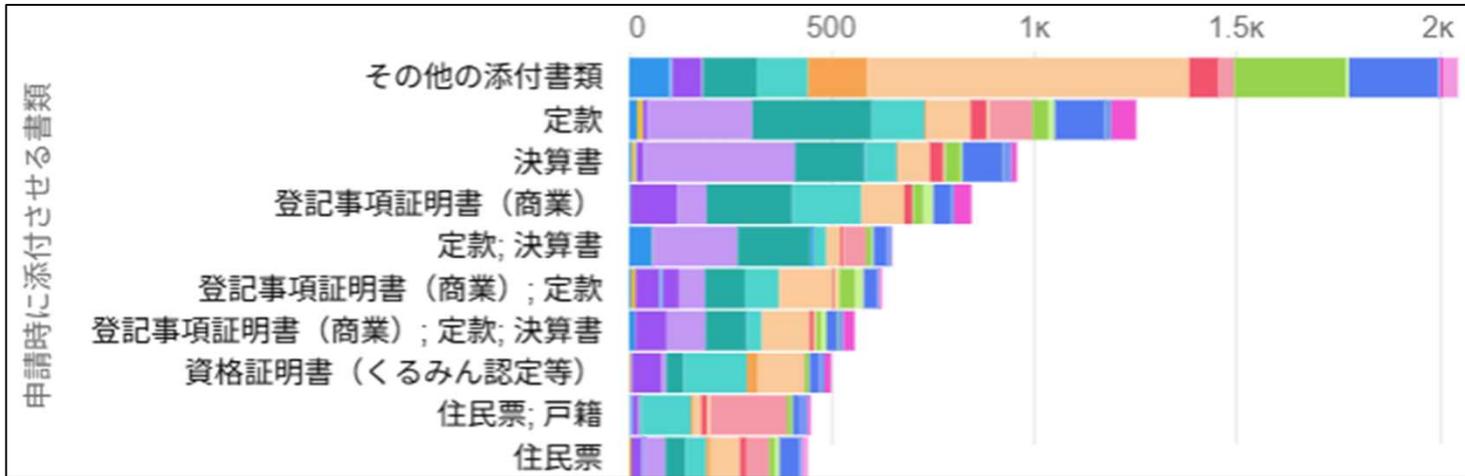


府省ごとの入力状況



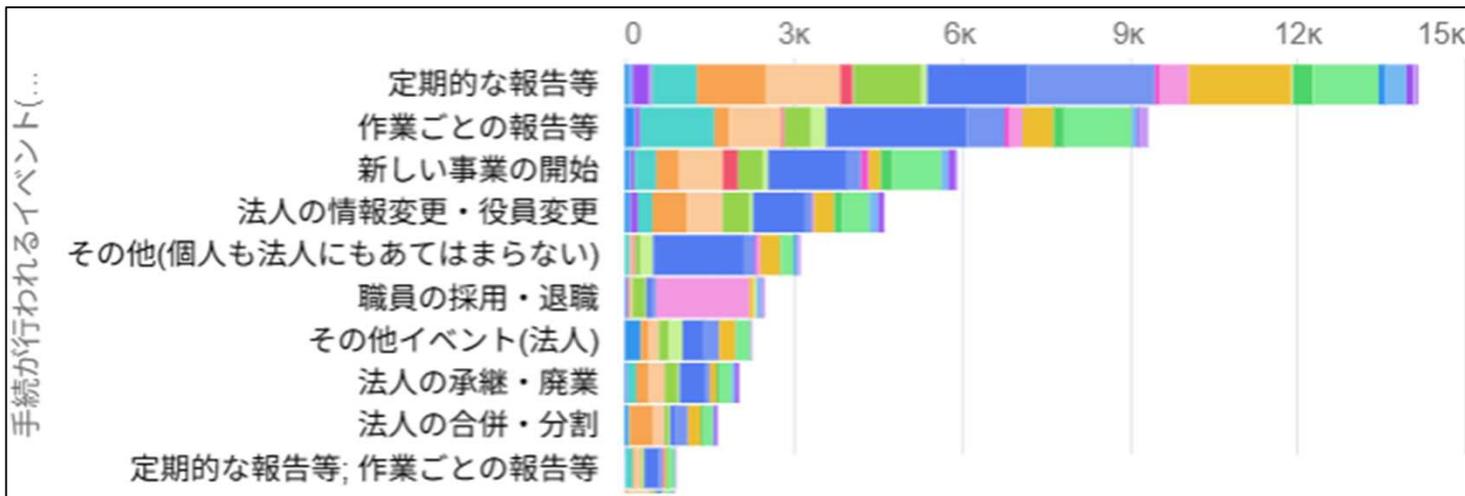
調査の分析の現状（2/6時点の調査状況）

- ◆ 現時点の入力情報でも、**どういった添付書類が求められているのか、手続のタイミングなどの情報が可視化**され、**政府全体の手続状況の把握に貢献**することが見込まれています。



手続種類数

- ◆ 左上図は、申請時に添付させる書類として、**どういったものを要求しているか、手続種類数順**に記載



- ◆ 左下図は、申請に限らず、手続が行われるイベントを**手続種類数順**に記載

各省への継続依頼事項(フェーズ1 / フェーズ2 調査)

◆ フェーズ2 調査を2025年3月14日(金)を締め切りとして延長します。

- ・ フェーズ1 調査の回答が残っている場合、速やかな更新
- ・ 府省共通手続を含めた、フェーズ2 調査の回答の作業を各省庁にて実施いただければ幸いです。



デジタル庁
Digital Agency